



山形県公報

平成28年4月1日(金)

号 外 (9)

目 次

規 則

- 山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) … 1
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) …同

訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) … 5
- 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 8

合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………10

告 示

- 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正…………… (学事文書課) …12
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲…………… (水産振興課) …同

規 則

山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則

山形県立総合療育訓練センター管理規則(昭和57年7月県規則第46号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山形県立こども医療療育センター管理規則

第1条中「山形県立総合療育訓練センター条例」を「山形県立こども医療療育センター条例」に、「山形県立総合療育訓練センター()」を「山形県立こども医療療育センター()」に、「山形県立総合療育訓練センター庄内支所」を「山形県立こども医療療育センター庄内支所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第46号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「教育委員会理事」を「教育次長」に改める。

第8条第1項中「教育次長」を「教育庁の課長」に改め、同条第4項中「教育委員会理事」を「教育次長」に改

める。


第52条第2項第1号中「総合療育訓練センター及び総合療育訓練センター庄内支所」を「こども医療療育センター及びこども医療療育センター庄内支所」に改め、同項第2号中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第80条中「戻入票」を「戻入票（様式第54号の3）」に、「集合戻入内訳表」を「集合戻入内訳表（様式第60号及び第60号の2）」に改める。

第125条第5項中「契約担当者」を「知事」に改める。

第192条第4項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「審査主査」を「^{審査主査}主査（審査を担当するものに限る。）」に改め、

同表第2項出納員として指定する職の欄中「給与支給主査」を「給与支給専門員」に改め、「にあつては予算専門員」を削り、「調査官（調度担当）」を「企画調整官（調度担当）」に、「課長補佐（情報公開担当）」を「調査官（情報公開担当）」に、「課長補佐（指導取締担当）」を「調査官（指導取締担当）」に、「経理主査」を「経理主査、教育庁全国高校総体推進課にあつては企画専門員」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「給与支給担当の主査」を「給与支給担当の上席の主査」に、「主事（予算第三係）」を「主任主事（予算第三係）」に、「主任主事」を「主事」に、「主事（予算担当）、人事委員会事務局職員課」を「主査（予算担当）、人事委員会事務局職員課」に、「指導取締主任」を「指導取締係長」に、「教育庁高校教育課」を「教育庁全国高校総体推進課にあつては主事、教育庁高校教育課」に改め、表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「主査（審査出納担当）」を「上席の副主任（審査出納担当）」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「村山総合支庁総務企画部地域振興課」を削り、「村山総合支庁産業経済部産業経済企画課」を「村山総合支庁産業経済部地域産業経済課」に改め、「置賜総合支庁総務企画部地域振興課」を削り、「置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課」を

「置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課」に改め、同欄第2号中「^{衛生研究所}総合療育訓練センター」を

「^{衛生研究所}こども医療療育センター」に、「^{楯岡高等学校}村山産業高等学校」を「^{東桜学館中学校}村山産業高等学校」に、「農業大学校」を「^{東桜学館高等学校}農林大学校」に改め、同表第4項出納員として指定する職の欄中「産業経済企画課長」を「地域産業経済課長」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「総務企画部地域振興課」を削り、「^(産業経済部産業経済企画課長)産業経済部産業経済企画課」を

「^(産業経済部地域産業経済課長)産業経済部地域産業経済課」に改め、同表第5項代決する出納員として指定する職の欄中「主査（村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在に限る。）」を「^(産業経済部地域産業経済課長)産業経済部地域産業経済課」に改め、同表第5項代決する出納員として指定する職の欄中「主査（村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在に限る。）」を「^(産業経済部地域産業経済課長)産業経済部地域産業経済課」に改め、同表第6項中

「^(産業経済部地域産業経済課長)産業経済部地域産業経済課」に改め、同表第5項代決する出納員として指定する職の欄中「主査（村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在に限る。）」を「^(産業経済部地域産業経済課長)産業経済部地域産業経済課」に改め、同表第6項中

「^(産業経済部地域産業経済課長)産業経済部地域産業経済課」に改め、同表第5項代決する出納員として指定する職の欄中「主査（村山総合支庁総務企画部課税課漆山駐在に限る。）」を「^(産業経済部地域産業経済課長)産業経済部地域産業経済課」に改め、同表第6項中

め、同表第6項中

朝日学園	庶務係長	副園長
------	------	-----

 を

朝日学園	庶務係長	次席の副園長
------	------	--------

 に、

「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に、

精神保健福祉センター	次長	主事
------------	----	----

 を「総合療育訓練センター庄内支所」を「こども医療療育センター一庄内支所」に、

「精神保健福祉センター」を「こども医療療育センター一庄内支所」に、

工業技術センター置賜試験場	総務課長	総務主査
工業技術センター庄内試験場	総務課長	庶務係長

 を

「工業技術センター置賜試験場 工業技術センター庄内試験場	総務課長 総務課長	主任主査 副主任	に、「農業大学校」を「農林大学校」に、			
「最上教育事務所	総務係長	上席の主事	を「最上教育事務所	総務係長	主任主事	に、
「教育センター	総務係長	主事	を「教育センター	総務係長	副主任	に、
「朝日少年自然の家	庶務係長	主事	を「朝日少年自然の家	庶務係長	所長	に、
「飯豊少年自然の家 神室少年自然の家	庶務係長 庶務係長	主任主事 主任主事	を「飯豊少年自然の家 神室少年自然の家 東桜学館中学校	次長 庶務係長 総務主査	総務主査 主事 主事	に、
「左沢高等学校 楯岡高等学校 村山産業高等学校	事務次長 主査 総務主査	主査 副主任 主査	を「左沢高等学校 村山産業高等学校 東桜学館高等学校	事務長 事務部次長 総務主査	主事 主査 主査	に、
「新庄北高等学校	事務部次長	上席の主事（最上校にあつては主査）	を「新庄北高等学校	事務部次長	上席の主事（最上校にあつては主任主事）	に、
「新庄神室産業高等学校	事務部次長	総務主査（真室川校にあつては主事）	を「新庄神室産業高等学校	事務部次長	総務主査（真室川校にあつては主査）	に、
「米沢東高等学校	主査	主事	を「米沢東高等学校	主査	副主任	に、
「高畠高等学校 長井高等学校	主任主事 総務主査	主事 主事	を「高畠高等学校 長井高等学校	主査 総務主査	主事 主任主事	に、

小国高等学校	主事	事務長
鶴岡南高等学校	事務部次長（山添校にあつては、主査（山添校に置くものに限る。））	主任主事
鶴岡北高等学校	主査	主任主事

を

小国高等学校	主査	事務長
鶴岡南高等学校	事務部次長（山添校にあつては、主査（山添校に置くものに限る。））	主査（山添校に置くものを除く。）
鶴岡北高等学校	主任主査	主任主事

に、

鶴岡中央高等学校	主査	主任主事
加茂水産高等学校	上席の主査	次席の主査
庄内農業高等学校	主査	主事
庄内総合高等学校	主査	主任主事

を

鶴岡中央高等学校	総務主査	主任主事
加茂水産高等学校	主査	主任主査
庄内農業高等学校	主査	主任主事
庄内総合高等学校	主査	副主任

に、

酒田西高等学校	主事
---------	----

を

酒田西高等学校	主任主査
---------	------

に、

山形聾学校	事務部次長	主査
酒田特別支援学校	事務次長	主査

を

山形聾学校	事務部次長	上席の主事
酒田特別支援学校	事務次長	上席の主査

に、

米沢養護学校	事務部次長（長井校に置くものを除く。）	主査
--------	---------------------	----

を

米沢養護学校	事務部次長（長井校に置くものを除く。）	上席の主事
--------	---------------------	-------

に、

鶴岡養護学校	主査	上席の主事
--------	----	-------

を

鶴岡養護学校	主査	主事
--------	----	----

に、

鶴岡高等養護学校	主事	鶴岡高等養護学校	主任主事
----------	----	----------	------

に、

「村山警察署 尾花沢警察署 新庄警察署	会計課長 上席の専門員（会計担当） 会計課長	会計課専門員 次席の専門員（会計担当） 上席の会計課専門員	を	「村山警察署 尾花沢警察署 新庄警察署	会計課長 専門員（会計担当） 会計課長	上席の会計課専門員 主事（会計係） 会計課専門員	に、
「鶴岡警察署	会計課長	調査官（会計担当）	を	「鶴岡警察署	会計課長	企画調整官（会計担当）	に、
「米沢警察署	会計課長	上席の会計課専門員	を	「米沢警察署	会計課長	上席の調査官（会計担当）	に改め、同表第7項中
「東京事務所	総務係長	主事（総務係）	を	「東京事務所	総務係長	主任主事	に改める。

別記様式第128号中「日から起算して30日」を「日の翌日から起算して3月」に、「異議申し立て（審査請求）」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第10号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項15の項中 「山形県立農業大学校印」 を 「山形県立農林大学校印」 に、

「農業大学校長」 を 「農林大学校長」 に改め、同表(2)職印の項中

削除			
山形県危機管理監印	方24	公文書用	環境エネルギー一部危機管理・ くらし安心局危機管理課長

を

山形県危機管理監印	方24	〃	環境エネルギー部危機管理・ くらし安心局危機管理課長
山形県観光推進監印	方24	〃	商工労働観光部観光経済交流 局観光立県推進課長

に、

山形県各総合支庁部長 印	方21	公文一般用	各総合支庁の総務企画部総務 課長及び産業経済部農業技術 普及課産地研究室長、村山総 合支庁の総務企画部の西村山 総務課長及び北村山総務課 長、保健福祉環境部保健企画 課長、産業経済部家畜保健衛 生課長並びに建設部山形統合 ダム管理課長、最上総合支庁 の産業経済部農村整備課長及 び建設部高坂ダム管理課長、 置賜総合支庁の総務企画部西 置賜総務課長、保健福祉環境 部保健企画課長並びに産業経 済部の農業技術普及課長及び 家畜保健衛生課長並びに庄内 総合支庁の産業経済部の農業 技術普及課長、酒田農業技術 普及課長、水産振興課長及び 家畜保健衛生課長並びに建設 部荒沢ダム管理課長
山形県庄内総合支庁所 属各事務所長印	方21	〃	庄内総合支庁所属各事務所長

を

山形県村山総合支庁地域振興局長印	方21	公文一般用	村山総合支庁の総務企画部の西村山総務課長及び北村山総務課長
山形県各総合支庁部長印	方21	”	各総合支庁の総務企画部総務課長及び産業経済部農業技術普及課産地研究室長、村山総合支庁の総務企画部の西村山総務課長及び北村山総務課長、保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部家畜保健衛生課長並びに建設部山形統合ダム管理課長、最上総合支庁の産業経済部農村整備課長及び建設部高坂ダム管理課長、置賜総合支庁の総務企画部西置賜総務課長、保健福祉環境部保健企画課長並びに産業経済部の農業技術普及課長及び家畜保健衛生課長並びに庄内総合支庁の産業経済部の農業技術普及課長、酒田農業技術普及課長、水産振興課長及び家畜保健衛生課長並びに建設部荒沢ダム管理課長

に改め、同表(2)

職印の項52の3の項中

山形県立農業大学校長印

を

山形県立農林大学校長印

に、

農業大学校長

を

農林大学校長

に改める。

別表2(1)庁印の項中

15

校	農	山
業	形	
大	県	
印	学	立

を

15

校	農	山
林	形	
大	県	
印	学	立

に改め、同表(2)職印の項中

削除

41

42

山	形	県
危	機	管
理	監	印

を

41

山	形	県
危	機	管
理	監	印

42

山	形	県
観	光	推
進	監	印

に、

「 49 山形県 何総合支庁 部長印」を「 49 山形県村山総合支庁 地域振興 局長印」に、

「 50 山形県庄内総合支庁 何部何々事務 所長印」を「 50 山形県 何総合支庁 部長印」に、

「 52の3 校農山 長業形 大県 印学立」を「 52の3 校農山 長林形 大県 印学立」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第11号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

別表第1号1本庁の項の表中 「 観光交流課 観 」を

「 観光立県推進課 観 イ 」に改め、同別表2出先機関の項の表中

「 山形県立総合療育訓練センター 山形県立総合療育訓練センター庄内支所 」を 「 山形県立こども医療療育センター 山形県立こども医療療育センター庄内支所 」に、

「 山形県立農業大学校 」を 「 山形県立農林大学校 」に、

「 納税課 地域振興課 」を 「 村総納税 村総地振 」に、

「 納税課 」を 「 村総納税 」に、

「 産業経済企画課 」を 「 村総産企 」を

	地域産業経済課	村総産経	に、
	税務課 地域振興課	最総税 最総地振	を
	税務課	最総税	に、
	産業経済企画課	最総産企	を
	地域産業経済課	最総産経	に、
	税務課 地域振興課	置総税 置総地振	を
	税務課	置総税	に、
	産業経済企画課	置総産企	を
	地域産業経済課	置総産経	に、
	税務課 地域振興課	庄総税 庄総地振	を
	税務課	庄総税	に、
	産業経済企画課	庄総産企	を
	地域産業経済課	庄総産経	に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合同訓令

- 山形県訓令第12号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	野 川 政 文
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	会 田 稔 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	加 藤 栄 司
山形県内水面漁場管理委員会会長	國 方 敬 司

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程	昭和49年4月	県訓令第13号	の一部を次のように改正
		県議会訓令第1号	
		県選挙管理委員会訓令第18号	
		県人事委員会訓令第1号	
		県監査委員訓令第2号	
		県地方労働委員会訓令第1号	
		山形海区漁業調整委員会訓令第1号	
県内水面漁場管理委員会訓令第1号			

する。

第9条第2項第2号中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

第17条第1項第3号を次のように改める。

(3) こども医療療育センター所長 こども医療療育センター

第18条第1項第1号を次のように改める。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第18条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置（第47条の2において「面接指導等」という。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（第47条の3第1項において「心理的な負担の程度を把握するための検査」という。）の実施並びに法第66条の10第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第47条の2の次に次の1号を加える。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第47条の3 職員安全衛生管理者は、心理的な負担の程度を把握するための検査及び法第66条の10第3項に規定する面接指導等（次項において「検査等」という。）を行わなければならない。

2 前項の検査等の内容、対象となる職員等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

別表第1 村山総合支庁の項中「、納税課及び地域振興課」を「及び納税課」に、「産業経済企画課」を「地域産

業経済課」に、

総務企画部次長	総務企画部次長
課長	総務企画部次長
建設部次長	総務企画部次長
総務企画部次長	総務企画部次長
課長	総務企画部次長
建設部次長	総務企画部次長

を

西村山地域振興局長	西村山地域振興局長
課長	西村山地域振興局長
建設部次長	西村山地域振興局長
北村山地域振興局長	北村山地域振興局長
課長	北村山地域振興局長
建設部次長	北村山地域振興局長

に改め、同表最上総合支庁の項中「、税務課及び地域振興

課」を「及び税務課」に、「産業経済企画課」を「地域産業経済課」に改め、同表置賜総合支庁の項中「、税務課及び地域振興課」を「及び税務課」に、「産業経済企画課」を「地域産業経済課」に、

総務企画部次長	総務企画部次長	を	西置賜地域振興局長	西置賜地域振興局長	に改
課長	総務企画部次長		課長	西置賜地域振興局長	
建設部次長	総務企画部次長		建設部次長	西置賜地域振興局長	

め、同表庄内総合支庁の項中「、税務課及び地域振興課」を「及び税務課」に、「産業経済企画課」を「地域産業経済課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第379号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県立農業大学 校一般入校選考試 験	を	山形県立農林大学 校一般入校選考試 験	に、	山形県立農業大学 校	を	山形県立農林大学 校	に改め
山形県立農業大学 校推薦入校選考試 験		山形県立農林大学 校推薦入校選考試 験					

る。

山形県告示第380号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成28年4月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び小支流
 - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び小支流
 - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び小支流